

平成 30 年度監査結果について

(趣旨)

平成 30 年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会HPへの公表を行うに当たり、事務局案についてご審議いただく。

ご了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたい。

主なポイント

平成 30 年度監査結果を経済産業大臣へ資料 4-1 (電気) 及び資料 4-2 (ガス) により報告するとともに、資料 4-3 により委員会HPにおいて公表する。

なお、公表に際しては、良好事例以外は事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

< 監査結果の要旨 (概要) >

○電気事業

①重点監査項目

託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施すること等から、昨年度に引き続き、「託送供給等収支の計算」を重点的に確認した。また、再生可能エネルギーの導入拡大を背景に、系統接続に関連する一般送配電事業者の適正な業務運営の重要性が高まっていることを踏まえ、「約款の運用等」について、重点的に確認した。

②総論

監査実施者から 31 件の指摘事項の報告があり、経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、8 事業者に所要の指導を行った。

③指摘事項の状況

(単位：件)

	件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・契約電力が超過した契約者への対応が不適切 ・供給側接続の事前検討の対応が不適切	3
② 財務諸表に関する監査	—
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・アンシラリーサービス取引費用の算定誤り ・ネガワット取引に係る他社購入電源費等の算定誤り ・非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配分誤り	8
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・アンシラリーサービス取引費用の算定誤り ・インバランス収支計算書に記載の年度確定値の算定誤り	14
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 ＜例＞ ・工事費負担金の精算事務の遅延	6
合 計	31

④良好事例

平成30年度監査結果のうち、電力の適正な取引の確保に必要な事項として1件の報告事項あり。

✓送配電業務に係る苦情等の分析・対応の的確な実施

関西電力株式会社における送配電業務に係る苦情等の分析・対応の状況については、他の事業者と比較し、丁寧な対応、記録、再発防止がなされるなど、的確に実施されていると認められる。

原因の分析、再発防止、関係部署間での共有、蓄積により業務の質的向上を目指していることは、評価できる。引き続き業務の質的向上に努めて欲しい。

○ガス事業

①重点監査項目

平成２９年４月からのガスの小売全面自由化による制度改正を踏まえ、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」について、重点的に確認した。

②総論

監査実施者から３３８件の指摘事項の報告があり、経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、１１０事業者に所要の指導を行った。

③指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	—
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り	３１
	③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り ・固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	５
	④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・自社託送収益の算定誤り ・機能別配賦係数の算定誤り ・超過利潤計算書における想定原価と実績費用の乖離額の算定誤り	３０２
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	—
合 計		３３８

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190521 電委第1号
令和元年5月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査等の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項により委任された同法附則第21条に規定する監査、監査のために実施した電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項に規定する報告の徴収、並びに電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項に規定する立入検査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

平成30年度電気事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（13社）に対して実施した平成30年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成30年度監査においては、重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施すること等から、昨年度に引き続き、「託送供給等収支の計算」を重点的に確認した。また、再生可能エネルギーの導入拡大を背景に、系統接続に関連する一般送配電事業者の適正な業務運営の重要性が高まっていることを踏まえ、「約款の運用等」について、重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成29事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成30年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が実施した。

◆一般送配電事業者等

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所及び営業所等において監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般送配電事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般送配電事業者等

（1）総論

平成30年度において実施した監査の結果については、監査実施者から31件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、8事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	13	1	1	2	1	1
現地立入監査実施箇所数	12	5	4	4	8	3
書面監査実施数	1	－	－	－	－	1
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	13
現地立入監査実施箇所数	8	9	3	5	2	63
書面監査実施数	－	2	－	1	－	5

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し本省及び経済産業局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は13になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・契約電力が超過した契約者への対応が不適切 ・供給側接続の事前検討の対応が不適切	3
② 財務諸表に関する監査	－
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・アンシラリーサービス取引費用の算定誤り ・ネガワット取引に係る他社購入電源費等の算定誤り ・非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配分誤り	8
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・アンシラリーサービス取引費用の算定誤り ・インバランス収支計算書に記載の年度確定値の算定誤り	14
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 ＜例＞ ・工事費負担金の精算事務の遅延	6
合 計	31

(4) 適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

平成30年度の監査結果のうち、電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項は1件、以下のとおりである。

①区分：良好事例

(電力の適正な取引の確保に必要な望ましい取り組みなど)

②件名：送配電業務に係る苦情等の分析・対応の的確な実施

③概要

関西電力株式会社における送配電業務に係る苦情等の分析・対応の状況については、他の事業者と比較し、丁寧な対応、記録、再発防止がなされるなど、的確に実施されていると認められる。

原因の分析、再発防止、関係部署間での共有、蓄積により業務の質的向上を目指していることは、評価できる。引き続き業務の質的向上に努めて欲しい。

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づき調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第27条の12 第7条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第1項中「第6条第2項第4号」とあるのは「第27条の7第2項第4号」と、同条第2項及び第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第9条第1項中「第6条第2項第5号」とあるのは「第27条の7第2項第5号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「第27条の7第2項第2号若しくは第3号」と、第22条第1項及び第23条第1項第2号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、

第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条

(略)

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第107条

(略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第114条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第７２号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第２条

（略）

- ２ 前項の規定により新電気事業法第２条の２の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して１月以内に新電気事業法第２条の３第１項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第２項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（略）

（監査）

附則第２１条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第１６条第１項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

附則第２５条の２ 経済産業大臣は、附則第１６条から第１９条まで及び第２１条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

附則第２５条の３ 経済産業大臣は、附則第１６条から第１９条まで及び第２１条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第２５条の６ 委員会は、附則第２５条の１０第１項又は第２項の規定により委任された附則第２１条、第２５条の２又は第２５条の３第１項若しくは第２項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第１項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第２５条の７ 委員会は、附則第２５条の１０第１項又は第２項の規定により委任された附則第２１条、第２５条の２又は第２５条の３第１項若しくは第２項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第１項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第 25 条の 10

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第 21 条の規定による権限並びに第 25 条の 2 並びに第 25 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第 1 項又は第 2 項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、案件の管理不足、業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
2	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
3	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。この遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていなかったため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
4	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
5	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていなかったため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
6	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
7	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき小売電気事業者（新電力等）から契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約変更の要請を行ってはいたが、適正契約の協議が整わなかったこと等により、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
8	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき託送契約者（新電力）に対し、契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約電力を超過した月の翌月に、新電力に対し、超過理由の確認と契約変更の要請を都度行っていたが、適正化合意に至らず、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
9	約款の運用	供給側接続の事前検討の対応が不適切	供給側接続事前検討の申込みについて託送供給等約款においては、原則として2週間以内に検討結果を契約者にお知らせする旨を規定しているところ、託送供給等約款に定められた期間内に工事の可否について回答していなかった案件が多数あった。さらに、系統アクセスに関する規程に「原則として」から外れる事象の回答期間を追記していた。	託送供給等約款の規定が上位であり、2週間以内に工事の可否について回答していなかった案件が多数あった状況下で、原則を外れる例外の規定を系統アクセスに関する規程に追記することは、託送供給等約款の形骸化ともいえず不適切である。当該系統アクセスに関する規程を修正すべきである。	①託送供給等約款（供給側接続事前検討の申込）
10, 11	託送収支 部門別収支	「販売費」及び「一般管理費」の算定誤り	販売費及び一般管理費を離島供給費又は非離島供給費に分類する際、非離島供給費へ直課すべき一部の営業費用項目について、人員数比により離島供給費又は非離島供給費に配賦されていた。	離島供給費及び非離島供給費への直課及び配賦については、「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」に基づき、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6.（7）
12, 13	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」に、社内取引で発生する起動費の計上が行われていなかった。 また、部門別収支計算書においてもアンシラリーサービス費用（固定費（起動費））の計上もれが生じていた。	調整力募集要綱に基づき、適正に起動費を算定すべきである。また、起動費を部門別収支計算書上アンシラリーサービス費用に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2） ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6.（4）
14	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」の年度確定値の算出において、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、誤った調整力単価を適用して算定が行われていた。	インバランス収支計算書の脚注記載の「他社購入電源費」の年度確定値について、適正な調整力単価を乗じて算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意） 3
15, 16	託送収支 部門別収支	送電費への振替処理誤り等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書及び部門別収支計算書が公表・提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・「検針業務法人委託費」について、全額非ネットワーク費用に整理すべきところ、床面積比を用いてネットワーク／非ネットワークに按分する処理を行っていた。 ・販売費（諸費）に整理された会費費用について、一般管理費（諸費）から送電費に振り替える処理を行っていた。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、公表済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）					
No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
17	託送収支	「建設仮勘定 火力発電設備」の計上漏れ等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書が公表・提出されていたことを、事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・固定資産明細表の「建設仮勘定 火力発電設備」について、一部計上漏れがあった。 ・送配電部門収支計算書の「インバランスの買取相当額取引費用」及び「インバランスの供給相当額取引収益」について、算定誤りがあった。 ・固定資産明細表の「建設仮勘定 配電設備」について、一部計上誤りがあった。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき適正な計算を改めて行い、公表・提出済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条
18	託送収支	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、当該月とは異なる月の単価を乗じて算定していた。	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（1）（2）
19	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」及び「託送収益」の年度確定値について、他社購入電源費に含まれる「インバランスの買取りに係る費用」及び託送収益に含まれる「インバランスの供給に係る収益」の算定において、一部計上漏れがあった。	脚注には、平成29年4月から平成30年3月分の年度の確定値を記載する必要がある、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）3
20, 21	託送収支 部門別収支	ネガワット取引に係る「他社購入電源費」等の算定誤り	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」の算定において、送配電部門に係る費用のみ計上すべきところ、自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った送配電外部部門の費用が含まれていた。 また、部門別収支計算書上、上記の自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った費用がアンシラリーサービスマス費用に二重計上されていた。	「他社購入電源費」は、送配電部門において発生した費用のみを抽出し、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上ネガワット取引費用をアンシラリーサービスマス費に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
22	託送収支	「自家発電並列料」の税抜処理漏れ	社内取引収益のうち「自家発電並列料」の算定にあたり、公表している規程のアンシラリーサービスマス単価を用いて算定されているが、当該単価は消費税込みの金額であるものの、自家発電並列料の算定時に税抜処理が行われていなかった。	送配電部門収支計算書は税抜方式により作成されており、自家発電並列料についても同様に税抜方式により算定し計上すべきである。	電気事業会計規則第1条第4号
23, 24	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービスマス取引費用」の算定誤り	社内取引費用の「アンシラリーサービスマス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービスマス固定費」の算定にあたり、本来計上すべき調整力公募の応札額とは異なる金額が計上されていた。	調整力公募による応札額を適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2）② みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
25	託送収支	「インバランスリスク料相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランスリスク料相当額取引収益」について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「インバランスリスク料相当額取引収益」は、過年度分の精算分を適正に反映して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）5
26	託送収支	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」の算定誤り	送配電部門収支計算書及び離島供給収支計算書の「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」から控除すべき再エネ特措法交付金について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」は、離島供給において発生した費用から再エネ特措法交付金分を適正に控除して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1）
27, 28	託送収支 部門別収支	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」の計上漏れ	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料分が計上されていなかった。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービスマス費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料分が計上されていなかった。	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」には、送配電部門において発生した費用である調整力契約に係る他社購入電力料分を適正に計上すべきである。 また、部門別収支計算書においても、調整力契約に係る他社購入電力料分は、「アンシラリーサービスマス費用」に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
29, 30	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービスマス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービスマス取引費用」の算定過程において、「アンシラリーサービスマス可変費」の算定にあたり誤った調整電力量を用いて算定していた。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービスマス費用」について、誤った調整電力量を用いた費用及び収益分が計上されていた。	正しい調整電力量実績に基づき、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上も正しい調整電力量実績に基づき適正に「アンシラリーサービスマス可変費」を計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2）② みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
31	部門別収支	非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配分誤り	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（12）に規定される、非ネットワーク販売需要家費用を規制部門及び自由化部門の口数比率により配分する過程において、送配電非関連需要に係る自由化部門の口数については、「域内自社小売口数＋域外自社小売口数」とすべきところ、「域内自社小売口数」のみを集計した上で、当該比率をもって規制部門及び自由化部門へ配分を行っていた。	送配電非関連需要に係る口数については当然に域外自社小売口数を含めるべきと考えられることから、契約口数について当該修正を行った上で、規制部門及び自由化部門に配分される金額の修正を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（12）

（注）経済産業大臣への報告に当たっては、本省・局名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

官 印 省 略
20190521 電委第1号
令和元年5月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査等の報告

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。）第38条第1項により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査、監査のために実施したガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項に規定する報告の徴収、並びにガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項に規定する立入検査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

平成30年度ガス事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(234社)に対して実施した平成30年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等(以下「法令等」という。)の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成30年度監査においては、重点監査項目として、平成29年4月からのガスの小売全面自由化による制度改正を踏まえ、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」について、重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成29事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成30年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者(以下「監査実施者」という。)が実施した。

◆一般ガス導管事業者等

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所及び営業所等においての監査及び書面による監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般ガス導管事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般ガス導管事業者等

(1) 総論

平成30年度において実施した監査の結果については、監査実施者から338件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、110事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般ガス導管事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	28	10	36	91	9	4
現地立入監査実施箇所数	12	11	19	29	10	4
書面監査実施数	16	－	17	63	－	－
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	20	14	2	30	1	234
現地立入監査実施箇所数	22	14	2	11	1	135
書面監査実施数	－	－	－	19	－	115

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し本省及び経済産業局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は234になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	－
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り	3 1
	③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り ・固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	5
	④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・自社託送収益の算定誤り ・機能別配賦係数の算定誤り ・超過利潤計算書における想定原価と実績費用の乖離額の算定誤り	3 0 2
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	－
合 計		3 3 8

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（次号及び第80条第1項において「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（禁止行為等）

第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(勧告)

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしガス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が

確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

- 4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第41条

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

(監査)

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1～3	託送収支 財務諸表 部門別収支	「需要開発費」の計上誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「需要調査・開拓費」に、「需要開発費」に係る費用が誤って計上されていた。 ②託送収支計算書の「その他経費」に計上すべき導管部門における需要開発費について、一部計上漏れがあった。	ガス事業会計規則、ガス事業託送供給収支計算規則及びみなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（1） みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 2.（1）、（2）、4
4	託送収支	「ガス過不足精算」の算定誤り	託送収支計算書の「その他託送収益」に含まれるガス過不足精算について、託送供給約款に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、託送供給約款「ガスの過不足の精算」では、「特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5％（約款附則の経過措置規定により、平成29年度は10％）を超過」した場合の精算額は、託送供給依頼者が「起因者」に該当する場合にあっては、CIF価格を用いて算定する旨規定されているところ、誤って「起因者以外」に該当した場合に用いる「実費相当額」により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（5） 託送供給約款 （ガスの過不足の精算）
5	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者」にあっては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（4）
6	託送収支	事業者ルールの届け出漏れ	特別利益のうち、各機能に直課できない分の各機能への配賦において、ガス事業託送供給収支計算規則で定める「料金収入比」とは異なる「機能別金額比」により配賦を行っていたが、事業者ルールの届出が行われていなかった。また、当該比率を用いて配賦している特別利益の大半は固定資産売却益であり、用いる比率としては「機能別金額比」よりも「固定資産金額比」の方が適切であった。	各機能に直課できない固定資産売却による特別利益については、事業者ルールを届け出たうえで「固定資産金額比」により各機能に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
7	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書（託送収益明細表）の託送収益合計の「単価」欄について、記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則等に基づき、適正に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
8～10	託送収支 財務諸表 部門別収支	「役員給与」及び「給料」の費用計上誤り等	財務会計における「役員給与」及び「給料」の費用計上額の誤算定により、託送収支計算書の費用計上額を誤って計算していた。また、関係部署間において、適切な託送収支計算書を作成するために必要な情報共有がなされていないなど、内部統制が十分なものとなっていなかった。	託送収支計算書の作成において、正しい財務会計値をもって計算を行うべきである。また、適切な託送収支計算書を作成する上で、関係部署間で必要な情報共有を行うなど、内部統制の見直しを行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条 ガス事業法第59条 ガス事業会計規則第2条第4項第4号 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第2条第1項
11	託送収支	託送収支計算書の償却分区域外工事負担金収入の計上誤り	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」の内訳で整理する「（償却分区域外工事負担金収入）」に区域内工事負担金収入額も含めて計上していた。ただし、内訳で整理する金額の表示上の誤りであり収支そのものに与える影響はない。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、償却分区域外工事負担金収入の集計を適正に行い、その他託送供給関連収益の内訳に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（7）
12	託送収支	託送収支計算書の脚注の記載漏れ	区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額を「その他託送供給関連収益」の内訳（償却分区域外工事負担金収入）で整理し、その旨を脚注として記載する必要があるが、この記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収支計算書の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第1（注）2.
13	託送収支	補償料等収入の計上誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①補償料等収入として計上されるべき「高倍率割引料金」に係る未達補償料について、「その他託送供給関連収益」のうち「補償料等収入」への計上漏れがあった。 ②超過利潤計算書の「想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、想定原価の算定において託送供給関連部門総原価に原価算定時に控除した事業者間精算収益を加算すべきところ、実績額を加算していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（5） ②ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
14	託送収支	「託送供給関連収益」の計上誤り	業務内容が託送供給関連ではない消費機器の定期保安業務を、託送供給関連収益として誤って計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（5）
15	託送収支	「その他託送供給関連収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送収益」について、料金原価（控除収益）に織り込まれている導管の賃貸料収入の実績があるにもかかわらず、計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給に係る収益を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（5）
16	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者」にあっては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準となる収入から事業者間精算費及び託送料を、託送収益から事業者間精算費をそれぞれ控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（4）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
17	託送収支	「運転資本」の算定誤り	託送資産明細表の「運転資本」の算定において、営業費総額から控除する現金支出を伴わない費用（固定資産除却差損）の算定誤りにより、運転資本の計上額に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
18	託送収支	合理的でない託送資産の算定	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の算定において、各機能に直課できない資産の各機能への配賦方法が、固定資産帳簿価額比の算定と異なるなど、合理的な算定となっていなかった。具体的には、製造費、供給・販売費及び一般管理費（以下「項目」という）の固定資産帳簿価額を各機能に配賦する際、各機能に直課できない土地・建物等の資産について、各項目ごとの機能別直課比により各機能に配賦すべきところ、項目全ての機能別直課比により各機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
19	託送収支	「自社託送収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「自社託送収益」の算定において、本来、自己託送分として計上すべき附帯事業に係る託送収益について、一部計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）
20	託送収支	社内取引に係る補償料収入の算定誤り	「その他託送供給関連収益」のうち、社内取引に係る補償料収入の算定に当たり、託送供給約款を基にバーチャル計算を行うべきであるが、小売供給約款の補償料メニューを基に託送相当分を算定していた。	託送供給約款を基に社内取引に係る補償料収入のバーチャル計算を行うべきである。 なお、過年度（平成25年度～平成28年度）の託送収支計算書においても同様の修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（5）※
21	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送（自社ネットワーク部門以外が使用するガス）と自家消費（自社ネットワーク部門が使用するガス）に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
22	託送収支	社内取引に係る需給調整費の算定誤り	社内取引に係る需給調整費の算定（託送料金原価に織り込んだ需給調整費単価×必要調整力）に当たり、必要調整力を直近の託送料金原価に織り込んだ原価算定期間計（3ヶ年）の値をそのまま用いて算定しており、託送収支計算期間相当分（平成29年4月～12月分）への補正を行っていなかった。	必要調整力を精査の上、社内取引に係る需給調整費の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
23	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦するが、以下の配賦誤りがあった。 ①第二次配賦にてネットワーク部門の各機能にのみ再配賦すべき固定資産税及び修繕費の「供給販売部門管理」機能の金額を非ネットワーク部門の機能にも配賦していた。 ②第一次配賦にてネットワーク部門及び非ネットワーク部門の機能に配賦すべき固定資産除却費及び減価償却費の金額を「供給販売部門管理」機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
24	託送収支	一般管理費のコストプール整理先誤り	一般管理費の機能別項目への配賦に当たり、「社内監査関連」のコストプールに整理される労務費を「一般管理」のコストプールに誤って集計していた。これにより本来と異なるコストドライバーで機能別項目への配賦が行われていた。	コストプールの整理を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②※
25	託送収支	事業税の算定における託送収益比率の算定誤り	事業税の配賦比率として用いる「課税標準となる収入に対する託送収益の比（託送収益／課税標準となる収入）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で事業税の配賦が行われていた。	課税標準となる収入に対する託送収益の比を適正に算定し、事業税の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）※
26	託送収支	料金収入比の算定誤り	「資金運用に係る営業外収益」及び「特別利益」の配賦比率として用いる「料金収入比（託送収益／ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦が行われていた。	料金収入比を適正に算定し、資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）及び（4）※
27	託送収支	託送収支計算書における費用の算定誤り	12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）に基づく託送費用（平成29年1月～3月分）と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく託送費用（平成29年4月～12月分）の合計を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき事業年度の託送費用を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送費用の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条※
28	託送収支	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の集計において、需要家の保安に係る費用（内管保安費用）におけるネットワーク部門の人員数と需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安費用）における非ネットワーク部門の人員数を入れ違えて人員比を算定していた。これにより本来と異なる人員比で機能別項目への配賦をしていた。	機能別配賦係数の集計を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②
29	託送収支	託送資産明細表（運転資本を除く）の算定誤り	託送資産（運転資本を除く）を期首期末平均により算定することとしている12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）に基づく期首残高と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく期末残高の平均を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき期首期末平均を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. ※

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
30	託送収支	託送資産明細書の運転資本における控除項目の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の控除項目（機械修繕費）の算定において、供給販売費の機能別展開における第二次配賦後（供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦する）の値により算定すべきところ、第一次配賦後の値により算定していた。	控除費用の抽出を適正に行い、運転資本の控除項目の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
31	託送収支	超過利潤累積額管理表のうち当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額の算定誤り	託送収支計算の期中に託送料金を改定しているため、超過利潤累積額管理表の当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額も当該改定以降の値となるよう補正する必要があるが、これを行っていなかった。	託送料金の改定を踏まえ、適正に超過利潤累積額管理表における当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.（2）及び（7）
32	託送収支	営業外費用の内訳の整理先誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「その他」に整理する営業外費用を「雑支出等」に整理していた。これにより超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表にも影響が生じる。 ②託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の整理において、非ネットワーク部門の機能に直課する金額の計上漏れがあった。これにより託送資産の金額にも影響が生じる。 ③内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に収支を整理の上、公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第2条※
33	託送収支	託送収益明細表の公表漏れ	託送収支計算書のうち「託送収益明細表」が公表されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収益明細表の公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条第3項
34	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法（期首期末平均又は期央残高の額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2（注）2.
35	託送収支	超過利潤累積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤累積額管理表の「一定水準額」の額の適用（託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に超過利潤累積額管理表の「一定水準額」の額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3第2表（注）1.
36	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収益明細表に記載の託送収益合計単価を間違えて記載していた。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
37	託送収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（5）「資金調達に係る営業外費用」は、固定資産金額比を用いてガス事業に係る費用を計算すると規定しているが、料金収入比を用いて計算していた。	ガス事業託送収支計算規則に従い、固定資産金額比を用いて計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（5）
38	託送収支	事業者間精算収益の計上誤り	事業者間精算収益に計上すべき収益分が、託送収益に計上されていた。また、当該収益の算定に用いる単価及び契約最大時間量に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（3）
39	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者にあつては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	託送収支に計上すべき事業税の算定において、課税標準から控除すべき事業者間精算費分を控除し、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（4）
40	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収益明細表に記載すべき自社託送収益単価が記載されていなかった。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
41	託送収支	託送資産明細書の記載漏れ	託送資産明細書のうち建設仮勘定について、期首期末平均値を記載すべきところ、期末残高を記載していた。また、その算定方法について脚注に記載すべきところ記載が漏れていた。	託送資産明細書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第2
42	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）を取得原価により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
43	託送収支	建設仮勘定及び無形固定資産の算定誤り	建設仮勘定及び無形固定資産を期末残高により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
44	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益について、平成28年度の売上高により算定していた。	平成29年度の売上高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
45	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）について、改正前ガス事業法におけるガス小売料金改定の際のレートベースにより算定していた。	当該事業者は、託送供給約款制定の不要承認を受け、託送供給料金が存在しないことから、設備勘定（有形）については、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
46	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本が計上されていなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
47	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
48	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定に当たり、託送供給関連部門に配賦する係数の算定が合理性を欠いていた。	託送供給に特定すべき費用を適切に計上した上で、固定資産金額比及び導管延長比に係る機能別配賦係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
49	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
50	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
51	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
52	託送収支	建設仮勘定の算定誤り	建設仮勘定が計上されていなかった。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
53	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定過程において、託送供給に特定すべき費用を適正に計上していなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
54	託送収支	法人税等の算定誤り	税引前託送供給関連部門当期純損失を生じているにもかかわらず、法人税等が零として計上されていなかった。	法人税等については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（9）
55	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
56	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
57	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
58	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	特別損失のうちガス事業に係る費用を整理する際に、本支管充当分を誤って除外していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
59	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
60	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
61	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
62	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
63	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
64	託送収支	託送費用の算定誤り	製造用のホルダー費用を含めて算定していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
65	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。併せて託送供給量も誤っていた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
66	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
67	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
68	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
69	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、事実が無いLNG圧送原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
70	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
71	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
72	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
73	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
74	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
75	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
76	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
77	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
78	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、租税課金の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
79	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
80	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
81	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
82	託送収支	託送資産の算定漏れ	託送資産の算定を行っていない。	省令に基づき、託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
83	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
84	託送収支	託送資産の算定誤り	中間圧ガスホルダー、昇圧用コンプレッサー及びガバナーを需要家共通の資産として誤って整理していた。	託送資産の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
85	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、修繕費の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
86	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価へ配賦する際、配賦先誤りや配賦漏れがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
87	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
88	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
89	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管以外の投資額を算入する誤りがあった。	本支管投資額のみ計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
90	託送収支	事業者が定める算定方法一覧表の記載漏れ	資金調達に係る営業外費用、営業外収益の雑収入について、事業者の定める算定方法に漏れがあった。	適正かつ合理的な範囲内で定めた算定方法のすべてを届出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
91	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、託送料金届出時の費用と一致しない営業外費用項目を含めて誤って算定していた。	算入すべき営業外費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
92	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1～3.31のガス供給量が245（千m3）であるが、年間の供給量704（千m3）により算定されており、H29.4.1～12.31のガス供給量が459（千m3）であるが、年間の供給量704（千m3）により算定されていた。	1/1～3/31のガス供給量及び4/1～12/31のガス供給量のそれぞれで託送収益を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
93	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
94	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益（3ヶ月分又は9ヶ月分）の占める売上高（1年分）の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1～3/31の託送収益に占める1/1～3/31の売上高に占める割合及び4/1～12/31の託送収益に占める4/1～12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
95	託送収支	省令に基づく公表の遅延	12月決算事業者であるにも関わらず、7月20日に公表したもの。（2月程遅延）	事業年度経過後4月以内に公表するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
96	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、計算規則によらない方法（原料費へ事業者間精算費を加算、加熱燃料費へ使用ガス費を加算、事業者間精算費の誤計上等）により算定していた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
97	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる業務区分に誤りがあった。	事業者の実情に応じて業務内容を区分した上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
98	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
99	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、事実が無い託送供給特定費用の帳簿価額及び取得原価を計上していた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
100	託送収支	事業税の算定方法の誤り	H29.1.1～3.31の託送収益に対する事業税の算定及びH29.4.1～12.31の託送収益に対する事業税の算定を行っていない。	1/1～3/31の託送収益及び4/1～12/31の託送収益のそれぞれで事業税を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
101	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、資金運用及び資金調達の収益・費用を誤っていた。	ガス事業に係る収益・費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
102	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益（3ヶ月分又は9ヶ月分）の占める売上高（1年分）の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1～3/31の託送収益に占める1/1～3/31の売上高に占める割合及び4/1～12/31の託送収益に占める4/1～12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
103	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる費用（雑費、租税課金）を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
104	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
105	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
106	託送収支	法人税等の算定誤り	法定実行税率を用いて法人税等の算定を行っていない。	省令に基づき、法定実効税率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
107	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
108	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等補正額の算定にあつては、営業外費用（その他に限る。）、営業外収益（雑収入を除く。）等の金額に法定実効税率を乗じた算定すべきであるが、当該費用及び収益の算定が正しく行われていなかった。 具体的には、営業外費用（その他に限る。）に計上すべき費用（直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていない貸倒損失分）と、営業外収益（雑収入を除く。）に計上すべき収益（直近の料金改定時に控除項目として算入していない受取利息等）が、それぞれ計上されていなかった。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
109	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、利子補給金を料金原価に織り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
110	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1～12.31までの期間について、全て改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益の算定を行っていた。	1/1～3/31までの期間は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、承認事業者として算定し、4/1～12/31までの期間は、改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、制定事業者として算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
111	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
112	託送収支	営業外費用のうち託送供給関連部門の費用の整理誤り	資金調達に係る営業外費用の託送供給関連部門の費用を算入する際に、根拠不明な金額を算入していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
113	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
114	託送収支	最終保障供給費用の誤算入	最終保障供給約款が適用された事実が無いが、最終保障供給費用を誤って計上していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
115	託送収支	営業外収益及び営業外費用の配賦算定誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
116	託送収支	旧省令・新省令の適用期間の誤り	H29.1.1～3.31までの期間は、旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により算定及びH29.4.1～12.31までの期間は、新省令に基づき、承認事業者として算定を行っていた。	H29.1.1～3.31までの期間を旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により託送収支を算定していたが、当該期間は新省令に基づき算定する必要があるため、H29.1.1～3.31までの期間を承認事業者として計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条
117	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
118	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先の誤りや教育費、租税課金の費用が誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
119	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
120	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
121	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
122	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	算入すべき固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
123	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
124	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、受取利息、受取配当金を料金原価に織り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。また、料金原価に織り込んでいない為替差益、利子補給金、支払利息、為替差損等を算入して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
125	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
126	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
127	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
128	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、同じ業務内容であるが1～3月及び4～12月で異なる配賦基準により誤って配賦していた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
129	託送収支	営業外収益の配賦算定誤り	営業外収益を機能別原価へ配賦する際に、配賦先誤りがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
130	託送収支	連結託送に係る事業者間精算費相当額の計上漏れ	事業者間精算契約を締結していないため、事業者間精算費用相当分が漏れていた。	事業者間精算費用相当分を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
131	託送収支	その他託送供給関連収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の内、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入について、バーチャル計算し当該収益に計上していなかった。	その他託送供給関連収益については、計算規則において社内取引項目を含む託送供給に係る収益を整理することとされていることから、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入についても該当する場合は、バーチャル計算し当該収益に適切に計上するべきである。なお、確認の結果、該当がなく、結果として当該収益が「0」となったとしても、計算規則の規定は正しく理解するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5) (6)
132	託送収支	託送資産明細書の作成（建設仮勘定）の誤り	託送資産の算定において、誤って前年度（28年度）の期首・期末簿価平均値を用いて、「建設仮勘定」に係る託送資産の額を算定していた。	託送資産の算定については、計算規則に基づき、毎事業年度決算確定値をもとに算定することになっていることから、当該年度（29年度）の期首・期末簿価平均値を用いて正しく算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
133	託送収支	その他託送供給関連収益への「補償料等収入」の計上漏れ	営業収益を算定する際、他社需要家に対する補償料等収入（契約最大払出ガス量超過補償料）があったにも拘わらず、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上していなかった。	補償料等収入がある場合は、計算規則に基づき、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5) (6)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
134	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
135	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、誤って期末の額で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
136	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第60第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
137	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
138	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第60第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
139	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央残高の額（帳簿価額）で算定すべきところ、誤って期末の額（取得原価）で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高の額（帳簿価額）で算定するべきである。又は直近の託送供給料金算定時のレートベースによる算定をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
140	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第60第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
141	託送収支	運転資本の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表2 2. に基づき行った運転資本の算定過程で控除すべき減価償却費、固定資産除却損の算定において、改正前の同規則により算定すべき控除費用（平成29年1月～3月分）について、製造需要費における託送関連費用（「LNG圧送費用」「その他工場費用（導管の圧送制御に関する費用）」）分を控除費用に含めていなかった。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
142	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産を期首期末平均で算定する際の期首金額、期末金額に適用すべき金額が不適当である。	託送資産明細書の作成において、適切な期首金額、期末金額を用いて、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産の期首期末平均を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
143	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本については、平成28年度託送資産明細書の運転資本金額とガス事業託送供給収支計算規則で算定した営業費等の1. 5月分の金額を平均して算定しており、算定方法が不適当であるとともに、算定に使用する営業費等について一般管理費に係る控除項目（減価償却費及び固定資産除却損）の控除が行われておらず不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
144	託送収支	一般管理費配賦に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する機能別原価項目の金額比に製造部門の費用が含まれておらず不適当である。	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②
145	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則で算定した自社託送費用の合計額が誤っていることから、同規則に基づき算定の際に使用したガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合に誤りがある。	自社託送収益のガス事業託送供給収支計算規則に基づく算定において、適切な自社託送費用の合計額を用いてガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
146	託送収支	営業外費用の資金調達配賦に係る固定資産金額比の算定の誤り	資金調達に係る営業外費用の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額が含まれておらず不適当である。	資金調達に係る営業外費用の整理について、新規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額を含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（5）
147	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、自社託送収益の算定誤りにより、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定の際に使用した課税標準となる収入に対する託送収益の比率に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
148	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則及び改正後の同規則により整理した1年分の営業費等からそれぞれ1. 5月分を算出し、その平均額を運転資本とする算定方法は不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
149	託送収支	事業者間精算費の取扱いの誤りによる機能別原価項目金額比の算定誤り	平成29年1月～3月分の供給販売費の整理において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則では発生しない費用である事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めて算出する方法は不適当である。 また、改正前の同規則に基づく一般管理費の整理について、上記により事業者間精算費含めた機能別原価項目の金額比を使用して一般管理費を算定する方法は不適当である。 さらに、雑収入、その他の営業外収益及びその他営業外費用の整理について、上記により各機能別原価項目の金額比に誤りがあり、更に事業税を託送供給特定費用に配賦し、機能別原価項目の金額比を算出する方法は不適当である。	託送収支計算書において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づく供給販売費の整理において、事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めず算出すべきである。 省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①②、3.（2）（3）（7）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
150	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則適用期間分の営業費等を考慮せずに、改正後の同規則で整理した1年分の営業費等だけを用いて運転資本を算定する方法は不適当である。また、固定資産除却損に撤去工事費を含む固定資産除却費を営業費等から控除するのは不適切である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
151	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、適切な託送収支計算書のコピーを用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
152	託送収支	自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.1に基づき行ったガス事業に係る託送収益の整理について、規則の改正日（平成29年4月1日）以後は、託送供給約款を定める非承認事業者であるに関わらず、承認事業者の算定方法を用いて、改正日を跨ぐ託送収益の整理を行うことは不適切であり、託送収益の算定に誤りがある。	託送収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則の改正日（平成29年4月1日）以後は託送供給約款を定める非承認事業者ではないため、自社託送収益は、承認事業者の算定方法を用いず、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送収益に相当する額として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.1.
153	託送収支	事業税の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.2（4）に基づき行った事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、算定に使用する託送収益に不適当な値を用いており、算定された事業税に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.（4）
154	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.2.及び3.に基づき行ったガス事業に係る費用の整理において、消耗品費の一部に計上漏れがあるとともに、同規則の改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ消耗品費、賃借料、租税課金を算定する際に、適切に日数按分が行われておらず、供給販売費に誤りがある。また、算定に用いる供給販売費の機能別合計金額比に誤りがあることから一般管理費が適切に算定されていない。	計上漏れは計上し、規則の改正日を跨ぐ日数按分を適切に行い、供給販売費を適正に整理すべきである。また、適切な機能別合計金額比を用いて一般管理費を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.及び3.
155	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.3.（1）に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、料金収入比を算定する際に用いる“製品売上”又は“ガス事業売上”“営業雑収益”及び“附帯事業収益”について、其々不適切な額を用いて、合計額を算定しており、また、その合計額に占める誤った託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定していることから、営業外収益のうち“資金運用”が適切に算定されていない。	営業外収益の整理において、営業外収益のうち“資金運用”の算定する際に、適切な額を用いて合計額に占める託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（1）
156	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.3.（3）に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、営業外収益のうち“その他”が適正に算定されていない。また、同表3.（6）に基づき行った営業外収益のうち“雑支出等”も同様に適切に算定されていない。	省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（3）（6）
157	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.3.（4）及び（8）に基づき行った特別利益及び特別損失の算定において、改正後の同規則のみで全額を整理する方法は不適当であり、また、誤った供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用しており、特別利益及び特別損失が適切に算定されていない。	特別利益及び特別損失の算定において、ガス事業託送供給計算規則および改正前の同規則に従い整理すべきであり、適正な供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用して特別利益及び損失を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（4）（8）
158	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書における対象固定資産の算定にあたり、期首残高の一部に誤った金額を用いて算定しているため、託送資産明細書に誤りがある。託送資産明細書に記載されている本支管投資額実績表について、記載額が一部誤っている。	対象固定資産の算定にあたり、適切な期首残高の金額を用いて算定すべきである。託送資産明細書に記載されている本支管投資額実績表について、実績を適切に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
159	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定にあたり、改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ事業年度の営業費等の算定処理が不適当であり、また、控除する一般管理費の減価償却費が適切に算定されていないため、運転資本が適正に算定されていない。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
160	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書のコピーに誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正な託送収支計算書のコピーを用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
161	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.（3）に基づき行ったガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額をその他の営業外収益に含めて算出する方法は不適当である。	ガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額はその他の営業外収益に含めず算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（3）
162	託送収支	供給販売費及び営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費及び営業外収益を機能別に配賦する際、一部の費目（修繕費、その他営業外収益）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（社員比、導管延長比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できない修繕費は固定資産金額比、直接配賦し難いその他営業外収益は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.（2）①、3.（3）
163	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
164	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（固定資産除却損）を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
165	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、労務費を支出していない関連会社社員の人員を含めて算定していた。	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比は、労務費支出に係る人員をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.（2）①

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
166	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
167	託送収支	特別利益の計上漏れ	ガス事業に係る特別利益が発生しているにもかかわらず、特別利益が託送関連部門の収益に整理されていなかった。	特別利益は、発生の主たる要因に応じて直接配賦又は料金収入比で、託送関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（4）
168	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比を正しく計算した上で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）
169	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、長期前払費用ではない流動資産（前払費用）を長期前払費用として整理していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに正しく整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
170	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、大口販売量を規制需要販売量に含めていた。	自社大口需要家からの託送収益は、大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価を乗じて算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）（4）※
171	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（労務費、電力料、水道料、旅費交通費、固定資産税、減価償却費）において、配賦係数の誤り、配賦漏れ等があり、定められた配賦基準で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準で、適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
172	託送収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、営業雑収益が含まれていなかった。	資金運用に係る営業外収益は、営業雑収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）
173	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
174	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、決算前の労務費（建設労務費を含む労務費）を配賦していた。	労務費は、決算確定値をもとに配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
175	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、ガス売上高（平成29年4～12月分）の金額を誤っていた。	自社託送収益は、正しいガス売上高をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
176	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、事業税を含めていた。また、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	一般管理費は事業税を除いて配賦すべきで、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
177	託送収支	営業外収益及び営業外費用の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、固定資産金額比によって配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦し難い場合にあっては機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）（3）（6）
178	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
179	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（電力料）を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用（検針票投函及び集金に係る業務を含む検針業務委託費用）を直接配賦していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（1）
180	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
181	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、託送部門で使用されている無形固定資産の一部（電話加入権）が計上されていなかった。	託送部門で使用されている無形固定資産は、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
182	託送収支	営業費用の配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であり、財務諸表上の営業費は供給販売費と一般管理費を併せて整理しているにもかかわらず、営業費用を機能別に配賦する際、供給販売費と一般管理費を分けて配賦していた。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を併せて整理している者は、ガス事業託送供給収支計算規則に定める供給販売費の配賦基準によって、供給販売費及び一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
183	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。また、託送費用として特定できる一部の費目（たな卸減耗費）を直接配賦していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦、特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（1）、（2）①
184	託送収支	営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦、これにより難い場合は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（3）
185	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
186	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
187	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
188	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、有形固定資産は期末残高の額で算定していた。また、無形固定資産の計上が漏れていた。	託送資産は漏れなく計上し、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
189	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社規制需要家からの託送収益を算定する際、規制需要販売量の数量を誤っていた。	自社規制需要家からの託送収益は、正しい規制需要販売量をもとに算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第4 1 ※
190	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）※
191	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
192	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
193	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
194	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、利益に関連する金額を課税標準とする事業税（受注工事売上に係る事業税）を含めて配賦していた。	事業税は、利益に関連する金額を課税標準とするもの（受注工事売上）を除いて配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
195	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、誤った事業税額を用いて配賦していた。	事業税は、正しい事業税額を基に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
196	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、附帯事業に係る固定資産を誤って集計していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、適正に集計を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
197	託送収支	営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用を、託送供給関連部門の収益及び費用に整理する際、附帯事業に係る収益及び費用が含まれていた。	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
198	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
199	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。また、無形固定資産は誤った金額をもとに算定していた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。また、正しい金額をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
200	託送収支	営業外収益及び営業外費用の算定誤り	営業外収益及び営業外費用が、ガス事業と附帯事業に適正に整理されていなかったため、ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用が正しく託送供給関連部門に配賦されていなかった。	ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用を正しく整理した上で、託送供給関連部門に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
201	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）※
202	託送収支	事業税の配賦誤り	全体の事業税を複数の事業場に分け、各事業場において事業税を課税標準額に対する託送収益の比で配賦しているところ、全体の事業税が各事業場の課税標準額と異なる割合で配賦されていた。	事業税を複数の事業場に分けて整理する場合、事業税は各事業場の課税標準額に応じた割合で分けた後、それぞれの課税標準額に対する託送収益の比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
203	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、自社託送費用比率（ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合）を算定する際、ガス事業に係る費用に製造費の一部（原材料費）が含まれていなかった。	自社託送費用比率を算定する際、ガス事業に係る費用は製造費を全て含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
204	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
205	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、託送収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
206	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールへの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的方法により配賦する際は、事業者ルールへの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
207	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
208	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できない費用（検針票投函に係る業務を含む検針業務委託費用）を直接配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（1）
209	託送収支	供給販売費及び営業外収益の算定誤り	固定資産価格は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）されているが、供給販売費の一部（減価償却費等）及びその他の営業外収益が、圧縮記帳前の金額をもとに算定されていた。	供給販売費及びその他の営業外収益は、圧縮記帳後の損益計算書等に計上された金額をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.、3.（3）
210	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（減価償却費、固定資産除却損）を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
211	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、帳簿価額の期首期末平均を採用しているが、期首価額は工事負担金等を控除していない価額を使用していた。	固定資産取得価額は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）すべきであり、託送資産を算定する際の期首価額及び期末価額は、圧縮記帳した価額を使用すべきである。	ガス事業会計規則 第4条、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
212	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（事業者間精算費）を直接配賦していなかった。また、機能別に配賦する係数（人員比、固定資産金額比）を誤って算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。また、託送費用として特定できない供給販売費を配賦する際の配賦基準は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（1）、（2）①
213	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、一部費用の金額誤り、計上漏れ及び機能別原価項目金額比の集計誤りがあった。	一般管理費は決算確定値をもとに正確に計上した上で、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
214	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
215	託送収支	託送資産及び本支管投資額の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。また、平成27～29年度の本支管投資額は、誤った金額が計上されていた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。また、本支管投資額は正確な実績額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
216	託送収支	超過利潤額等の算定誤り	超過利潤額等を算定するにあたって、託送供給関連部門事業報酬額を算定する際、原価算定期間、法人税等補正額を算定する際の法定実効税率及び内部留保相当額を算定する際の前期末内部留保相当額を誤っていた。	超過利潤額等は、ガス事業託送収支計算規則に基づき、正しい数値をもって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.（1）、（5）、4.（1）
217	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数（総務部の人員を重複計上）で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
218	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益に営業外収益（ガス管破損修繕代）を含めていた。	自社託送収益は、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきで、営業外収益とは分けて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
219	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金収入比を求める際、ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額のほかに、託送収益として整理した額を含めて算定していた。	資金運用に係る営業外収益に係る託送供給関連部門の整理は、規則で定められた適正な料金収入比により、整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）
220	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（6）
221	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（6）
222	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の誤計上	契約最大払出ガス量超過補償料について、当月超過分を翌月徴収と約款で定めていたが、当月超過分を当月徴収したこととして計上されていた。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（6）
223	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の託送供給収益、自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（1）、（2）、3.（1）、（2）、（3）
224	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（6）、（7）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
225	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
226	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
227	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）、（3）
228	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）、（6）、（7）
229	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の託送資産算定時の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
230	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
231	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）、（3）
232	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）
233	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
234	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
235	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）
236	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）、（6）、（7）
237	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「運転資本」、「繰延資産」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
238	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
239	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）、（7）
240	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
241	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
242	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
243	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の建設仮勘定の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
244	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
245	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」、「運転資本」の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
246	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
247	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書のその他託送供給関連収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（5）
248	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
249	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
250	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
251	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
252	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
253	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
254	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（6）、（7）
255	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
256	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
257	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）
258	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
259	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
260	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	想定原価と実績費用との乖離額の算定時に、費用等の加算減算項目の誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、実際に発生した費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
261	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
262	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
263	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
264	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
265	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
266	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（7）
267	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
268	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（2）、（3）
269	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）
270	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
271	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
272	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
273	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
274	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
275	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（2）、（3）
276	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）
277	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
278	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）、（3）
279	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）、（7）
280	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）、（3）
281	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
282	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
283	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
284	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
285	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
286	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)、(3)
287	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
288	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
289	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
290	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
291	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
292	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
293	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
294	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
295	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
296	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
297	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
298	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
299	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
300	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
301	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
302	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書（運転資本を除く）の算定方法については、期首期末平均又は期央残高の額によらなければならないが、期末残高で算定していた。	託送資産明細書（運転資本を除く）は、期首期末平均又は期央残高のいずれかで算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
303	託送収支	本支管投資額実績表の算定誤り	会計年度が1～12月の事業者の本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から28年度の5年間であるが、平成25年度から29年度の額を記載していた。	本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から平成28年度の5年間とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
304	託送収支	超過利潤累積額管理表の算定誤り	本支管投資額実績表の直近実績の期間誤りと同様に、超過利潤累積額管理表の一定水準額を平成25年度から29年度の平均額を記載していた。	超過利潤累積額管理表の一定水準額は、平成24年度から平成28年度の5年平均額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.（3）
305	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書（運転資本を除く）の算定方法（期首期末平均又は期央残高の額のいずれか）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に託送資産明細書（運転資本を除く）の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2（注）2
306	託送収支	超過利潤累積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用（託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額のいずれか）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3 第2表（注）1
307	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧簡易ガス用の用地で、現在不使用の空き地と、取得目的不明で、現在商業施設の用地として貸出している資産を供給設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
308	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で設置されているGHPを供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
309	財務諸表	消失した資産の廃棄手続き漏れ	相当期間経過した消失資産を供給設備として計上している。	消失した資産は、速やかに除却するべきである。	ガス事業会計規則第6条
310	財務諸表	供給設備の耐用年数誤り	平成28年度以降、取得したPE管の耐用年数を22年で誤って整理していたため、減価償却費が過小となっていた。	法人税法の定める方法により、適切に整理するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第39
311	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	社宅として貸与する土地を供給設備として計上されている。	供給に直設要する設備と見なされないことから、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
312	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品（消費機器）を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
313	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り及び供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区整圧器に供する土地及び、現在商業施設の用地として貸出している土地を業務設備として計上されている。	地区整圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきであり、商業施設の用地として貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
314	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	現在、他の事業者へ貸与するオートスタンド用の用地であるが、業務設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
315	財務諸表	一般管理費への租税課金（事業税）の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は法人税等へまとめて誤って計上されている。	事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は、一般管理費の租税課金へ計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
316	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で取得した着ぐるみを供給設備として計上されている。	需要開発目的で取得した資産は、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
317	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	関係会社へ貸借する土地を業務設備として計上されている。	関係会社へ貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
318	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属する球形ガスホルダー等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産等は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
319	財務諸表	供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区整圧器に供する土地を製造設備として計上されている。	地区整圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
320	財務諸表	工事契約書面の作成漏れ	有形固定資産は適正な費用の額を計上すべきところ、低压管を新設する工事及び供給管取付工事において、見積書徴収後、発注書及び注文請書の作成が漏れていた。	発注書面作成漏れにより適正性に欠けるため、改善すべきである。	ガス事業会計規則第3条
321	財務諸表	一般管理費への租税課金（事業税）の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
322	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属するガスメーター等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
323	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品（消費機器）を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
324	財務諸表	一般管理費への租税課金（事業税）の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
325	財務諸表	供給販売費へ計上すべき費用の計上区分誤り	ガスの供給販売に直接に要した費用と見込まれる「委託検針集金費」を一般管理費へ誤って計上されている。	「委託検針集金費」は、供給販売費の委託作業費へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
326	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	ガスの製造に直接又は間接に要した費用と見込まれる「ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料」を供給販売費へ誤って計上している。	ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料は、製造費の賃借料へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
327	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧製造工場に係る有形固定資産や使用見込みが無い地区整圧設備に係る有形固定資産を、それぞれ製造設備及び供給設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
328	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要家の敷地内に設置するロードヒーティング設備を供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
329	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	使用見込みが無い有水式ガスホルダーを天然ガス採取設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
330	財務諸表	附帯事業の会計整理誤り	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業に係る収益及び費用を、営業外収益及び営業外費用として整理していた。	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業は附帯事業として、その内容を明示する科目を設けて整理すべきである。	ガス事業会計規則第13条
331	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産（導管等）に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
332	財務諸表	営業雑収益及び営業雑費用の整理誤り	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事について、収益及び費用を受注工事勘定として整理していた。	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事の収益及び費用はそれぞれ、営業雑収益の「その他営業雑収益」、営業雑費用の「その他営業雑費用」として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条第1項 別表第1
333	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産（導管等）に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
334	財務諸表	固定資産の整理誤り	貸借対照表において、有形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の額に一部誤りがあった。また、固定資産明細表においても有形固定資産及び長期前払費用の額に一部誤りがあった。	財務計算に関する諸表は、決算確定値をもとに正確に作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
335	財務諸表	営業費及び営業外費用の整理誤り	営業費明細表において、一部の費用がガス事業会計規則にない科目「経費分担金」として整理されていた。また、営業外費用の内訳がガス事業会計規則に定められた科目に整理されず、一括して「営業外費用」として整理されていた。	勘定科目の分類は、ガス事業会計規則に基づき整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
336	部門別収支	固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	固定資産帳簿価額比等の資産配賦係数について、上期末帳簿価額（期央帳簿価額）に基づき算定しているところ、卸供給設備のうち、当年度の2月、3月（平成30年2月、3月）に取得した設備につき、本来であれば上期末帳簿価額等に影響は与えないものの、集計シートの入力誤りにより、当年度上期に取得されたものとして上期末帳簿価額に影響を与えるとともに、減価償却費についても上期に取得されたものとして算定されていた。	単純な計算誤りであることから、部門別収支計算書策定にあたって修正すべきである。	—
337	部門別収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数（総務部の人員を重複計上）で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則 別表第1 2.（1）②
338	部門別収支	旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の収支配賦方法	製造費及び供給販売費の配賦誤り	みなしガス小売り事業者部門別収支計算規則に基づき、収益及び費用を整理すべきである。	みなしガス小売り事業者部門別収支計算規則別表第1 2.（1）

（注1）「根拠規定」欄で※を付した箇所は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）に基づく当該規定を含む。
（注2）経済産業大臣への報告に当たっては、本省・局名及び事業者名を追記して報告する。

News Release



令和元年 5 月 ● 日
電力・ガス取引監視等委員会

平成30年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成30年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

平成30年度における監査は、電気事業者(13社)及びガス事業者(234社)に対して実施し、本日、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

2. 添付資料

- ・(別添1)平成30年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)平成30年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
統括ネットワーク事業管理官 野沢
電 話:03-3501-1511(内線 4381～4)
03-3501-1552(直通)

平成30年度電気事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（13社）に対して実施した平成30年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成30年度監査においては、重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施すること等から、昨年度に引き続き、「託送供給等収支の計算」を重点的に確認した。また、再生可能エネルギーの導入拡大を背景に、系統接続に関連する一般送配電事業者の適正な業務運営の重要性が高まっていることを踏まえ、「約款の運用等」について、重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成29事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成30年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が実施した。

◆一般送配電事業者等

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所及び営業所等において監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般送配電事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般送配電事業者等

（1）総論

平成30年度において実施した監査の結果については、監査実施者から31件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、8事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	13	1	1	2	1	1
現地立入監査実施箇所数	12	5	4	4	8	3
書面監査実施数	1	－	－	－	－	1
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	13
現地立入監査実施箇所数	8	9	3	5	2	63
書面監査実施数	－	2	－	1	－	5

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し本省及び経済産業局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は13になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・契約電力が超過した契約者への対応が不適切 ・供給側接続の事前検討の対応が不適切	3
② 財務諸表に関する監査	－
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・アンシラリーサービス取引費用の算定誤り ・ネガワット取引に係る他社購入電源費等の算定誤り ・非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配分誤り	8
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・アンシラリーサービス取引費用の算定誤り ・インバランス収支計算書に記載の年度確定値の算定誤り	14
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 ＜例＞ ・工事費負担金の精算事務の遅延	6
合 計	31

(4) 適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

平成30年度の監査結果のうち、電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項は1件、以下のとおりである。

①区分：良好事例

(電力の適正な取引の確保に必要な望ましい取り組みなど)

②件名：送配電業務に係る苦情等の分析・対応の的確な実施

③概要

関西電力株式会社における送配電業務に係る苦情等の分析・対応の状況については、他の事業者と比較し、丁寧な対応、記録、再発防止がなされるなど、的確に実施されていると認められる。

原因の分析、再発防止、関係部署間での共有、蓄積により業務の質的向上を目指していることは、評価できる。引き続き業務の質的向上に努めて欲しい。

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づき調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第27条の12 第7条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第1項中「第6条第2項第4号」とあるのは「第27条の7第2項第4号」と、同条第2項及び第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第9条第1項中「第6条第2項第5号」とあるのは「第27条の7第2項第5号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「第27条の7第2項第2号若しくは第3号」と、第22条第1項及び第23条第1項第2号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、

第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条

(略)

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第107条

(略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第114条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第2条

（略）

- 2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（略）

（監査）

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第25条の10

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、案件の管理不足、業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
2	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
3	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。この遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていなかったため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
4	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
5	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていなかったため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
6	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
7	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき小売電気事業者（新電力等）から契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約変更の要請を行ってはいたが、適正契約の協議が整わなかったこと等により、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
8	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき託送契約者（新電力）に対し、契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約電力を超過した月の翌月に、新電力に対し、超過理由の確認と契約変更の要請を都度行っていたが、適正化合意に至らず、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
9	約款の運用	供給側接続の事前検討の対応が不適切	供給側接続事前検討の申込みについて託送供給等約款においては、原則として2週間以内に検討結果を契約者にお知らせする旨を規定しているところ、託送供給等約款に定められた期間内に工事の可否について回答していなかった案件が多数あった。さらに、系統アクセスに関する規程に「原則として」から外れる事象の回答期間を追記していた。	託送供給等約款の規定が上位であり、2週間以内に工事の可否について回答していなかった案件が多数あった状況下で、原則を外れる例外の規定を系統アクセスに関する規程に追記することは、託送供給等約款の形骸化ともいえず不適切である。当該系統アクセスに関する規程を修正すべきである。	①託送供給等約款（供給側接続事前検討の申込）
10, 11	託送収支 部門別収支	「販売費」及び「一般管理費」の算定誤り	販売費及び一般管理費を離島供給費又は非離島供給費に分類する際、非離島供給費へ直課すべき一部の営業費用項目について、人員数比により離島供給費又は非離島供給費に配賦されていた。	離島供給費及び非離島供給費への直課及び配賦については、「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」に基づき、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6.（7）
12, 13	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」に、社内取引で発生する起動費の計上が行われていなかった。 また、部門別収支計算書においてもアンシラリーサービス費用（固定費（起動費））の計上もれが生じていた。	調整力募集要綱に基づき、適正に起動費を算定すべきである。また、起動費を部門別収支計算書上アンシラリーサービス費用に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2） ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6.（4）
14	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」の年度確定値の算出において、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、誤った調整力単価を適用して算定が行われていた。	インバランス収支計算書の脚注記載の「他社購入電源費」の年度確定値について、適正な調整力単価を乗じて算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意） 3
15, 16	託送収支 部門別収支	送電費への振替処理誤り等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書及び部門別収支計算書が公表・提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・「検針業務法人委託費」について、全額非ネットワーク費用に整理すべきところ、床面積比を用いてネットワーク／非ネットワークに按分する処理を行っていた。 ・販売費（諸費）に整理された会費費用について、一般管理費（諸費）から送電費に振り替える処理を行っていた。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、公表済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
17	託送収支	「建設仮勘定 火力発電設備」の計上漏れ等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書が公表・提出されていたことを、事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・固定資産明細表の「建設仮勘定 火力発電設備」について、一部計上漏れがあった。 ・送配電部門収支計算書の「インバランスの買取相当額取引費用」及び「インバランスの供給相当額取引収益」について、算定誤りがあった。 ・固定資産明細表の「建設仮勘定 配電設備」について、一部計上誤りがあった。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき適正な計算を改めて行い、公表・提出済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条
18	託送収支	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、当該月とは異なる月の単価を乗じて算定していた。	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（1）（2）
19	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」及び「託送収益」の年度確定値について、他社購入電源費に含まれる「インバランスの買取りに係る費用」及び託送収益に含まれる「インバランスの供給に係る収益」の算定において、一部計上漏れがあった。	脚注には、平成29年4月から平成30年3月分の年度の確定値を記載する必要がある、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）3
20, 21	託送収支部門別収支	ネガワット取引に係る「他社購入電源費」等の算定誤り	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」の算定において、送配電部門に係る費用のみ計上すべきところ、自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った送配電外部部門の費用が含まれていた。 また、部門別収支計算書上、上記の自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った費用がアンシラリーサービス費用に二重計上されていた。	「他社購入電源費」は、送配電部門において発生した費用のみを抽出し、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上ネガワット取引費用をアンシラリーサービス費に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
22	託送収支	「自家発電並列料」の税抜処理漏れ	社内取引収益のうち「自家発電並列料」の算定にあたり、公表している規程のアンシラリーサービス料単価を用いて算定されているが、当該単価は消費税込みの金額であるものの、自家発電並列料の算定時に税抜処理が行われていなかった。	送配電部門収支計算書は税抜方式により作成されており、自家発電並列料についても同様に税抜方式により算定し計上すべきである。	電気事業会計規則第1条第4号
23, 24	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引費用の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」の算定にあたり、本来計上すべき調整力公募の応札額とは異なる金額が計上されていた。	調整力公募による応札額を適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2）② みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
25	託送収支	「インバランスリスク料相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランスリスク料相当額取引収益」について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「インバランスリスク料相当額取引収益」は、過年度分の精算分を適正に反映して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）5
26	託送収支	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」の算定誤り	送配電部門収支計算書及び離島供給収支計算書の「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」から控除すべき再エネ特措法交付金について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」は、離島供給において発生した費用から再エネ特措法交付金分を適正に控除して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1）
27, 28	託送収支部門別収支	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」の計上漏れ	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料分が計上されていなかった。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料分が計上されていなかった。	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」には、送配電部門において発生した費用である調整力契約に係る他社購入電力料分を適正に計上すべきである。 また、部門別収支計算書においても、調整力契約に係る他社購入電力料分は、「アンシラリーサービス費用」に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
29, 30	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービス取引費用」の算定過程において、「アンシラリーサービス可変費」の算定にあたり誤った調整電力量を用いて算定していた。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、誤った調整電力量を用いた費用及び収益分が計上されていた。	正しい調整電力量実績に基づき、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上も正しい調整電力量実績に基づき適正に「アンシラリーサービス可変費」を計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2）② みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6（8）
31	部門別収支	非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配分誤り	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（12）に規定される、非ネットワーク販売需要家費用を規制部門及び自由化部門の口数比率により配分する過程において、送配電非関連需要に係る自由化部門の口数については、「域内自社小売口数＋域外自社小売口数」とすべきところ、「域内自社小売口数」のみを集計した上で、当該比率をもって規制部門及び自由化部門へ配分を行っていた。	送配電非関連需要に係る口数については当然に域外自社小売口数を含めるべきと考えられることから、契約口数について当該修正を行った上で、規制部門及び自由化部門に配分される金額の修正を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（12）

平成 30 年度ガス事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第 170 条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第 45 条の 2 の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（234 社）に対して実施した平成 30 年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成 30 年度監査においては、重点監査項目として、平成 29 年 4 月からのガスの小売全面自由化による制度改正を踏まえ、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」について、重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成 29 事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成 30 年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が実施した。

◆一般ガス導管事業者等

ガス事業法第 171 条第 1 項及び改正法附則第 33 条第 1 項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第 172 条第 1 項及び改正法附則第 34 条第 1 項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所及び営業所等においての監査及び書面による監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般ガス導管事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般ガス導管事業者等

(1) 総論

平成30年度において実施した監査の結果については、監査実施者から338件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、110事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般ガス導管事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	28	10	36	91	9	4
現地立入監査実施箇所数	12	11	19	29	10	4
書面監査実施数	16	－	17	63	－	－
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	20	14	2	30	1	234
現地立入監査実施箇所数	22	14	2	11	1	135
書面監査実施数	－	－	－	19	－	115

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し本省及び経済産業局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は 234 になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	－
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り	3 1
	③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り ・固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	5
	④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・自社託送収益の算定誤り ・機能別配賦係数の算定誤り ・超過利潤計算書における想定原価と実績費用の乖離額の算定誤り	3 0 2
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	－
合 計		3 3 8

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（次号及び第80条第1項において「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（禁止行為等）

第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(勧告)

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしガス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が

確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

- 4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第41条

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）[抜粋]

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）[抜粋]

(監査)

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
1～3	託送収支 財務諸表 部門別収支	「需要開発費」の計上誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「需要調査・開拓費」に、「需要開発費」に係る費用が誤って計上されていた。 ②託送収支計算書の「その他経費」に計上すべき導管部門における需要開発費について、一部計上漏れがあった。	ガス事業会計規則、ガス事業託送供給収支計算規則及びみなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1) みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 2. (1)、(2)、4
4	託送収支	「ガス過不足精算」の算定誤り	託送収支計算書の「その他託送収益」に含まれるガス過不足精算について、託送供給約款に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、託送供給約款「ガスの過不足の精算」では、「特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5%（約款附則の経過措置規定により、平成29年度は10%）を超過」した場合の精算額は、託送供給依頼者が「起因者」に該当する場合にあっては、CIF価格を用いて算定する旨規定されているところ、誤って「起因者以外」に該当した場合に用いる「実費相当額」により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) 託送供給約款 (ガスの過不足の精算)
5	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者」にあっては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
6	託送収支	事業者ルールの届け出漏れ	特別利益のうち、各機能に直課できない分の各機能への配賦において、ガス事業託送供給収支計算規則で定める「料金収入比」とは異なる「機能別金額比」により配賦を行っていたが、事業者ルールの届出が行われていなかった。また、当該比率を用いて配賦している特別利益の大半は固定資産売却益であり、用いる比率としては「機能別金額比」よりも「固定資産金額比」の方が適切であった。	各機能に直課できない固定資産売却による特別利益については、事業者ルールを届け出たうえで「固定資産金額比」により各機能に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
7	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書（託送収益明細表）の託送収益合計の「単価」欄について、記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則等に基づき、適正に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
8～10	託送収支 財務諸表 部門別収支	「役員給与」及び「給料」の費用計上誤り等	財務会計における「役員給与」及び「給料」の費用計上額の誤算定により、託送収支計算書の費用計上額を誤って計算していた。また、関係部署間において、適切な託送収支計算書を作成するために必要な情報共有がなされていないなど、内部統制が十分なものとなっていなかった。	託送収支計算書の作成において、正しい財務会計値をもって計算を行うべきである。また、適切な託送収支計算書を作成する上で、関係部署間で必要な情報共有を行うなど、内部統制の見直しを行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条 ガス事業法第59条 ガス事業会計規則第2条第4項第4号 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第2条第1項
11	託送収支	託送収支計算書の償却分区域外工事負担金収入の計上誤り	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」の内訳で整理する「（償却分区域外工事負担金収入）」に区域内工事負担金収入額も含めて計上していた。ただし、内訳で整理する金額の表示上の誤りであり収支そのものに与える影響はない。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、償却分区域外工事負担金収入の集計を適正に行い、その他託送供給関連収益の内訳に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (7)
12	託送収支	託送収支計算書の脚注の記載漏れ	区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額を「その他託送供給関連収益」の内訳（償却分区域外工事負担金収入）で整理し、その旨を脚注として記載する必要があるが、この記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収支計算書の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第1 (注) 2.
13	託送収支	補償料等収入の計上誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①補償料等収入として計上されるべき「高倍率割引料金」に係る未達補償料について、「その他託送供給関連収益」のうち「補償料等収入」への計上漏れがあった。 ②超過利潤計算書の「想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、想定原価の算定において託送供給関連部門総原価に原価算定時に控除した事業者間精算収益を加算すべきところ、実績額を加算していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) ②ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
14	託送収支	「託送供給関連収益」の計上誤り	業務内容が託送供給関連ではない消費機器の定期保安業務を、託送供給関連収益として誤って計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
15	託送収支	「その他託送供給関連収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送収益」について、料金原価（控除収益）に織り込まれている導管の賃貸料収入の実績があるにもかかわらず、計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給に係る収益を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
16	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者」にあっては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準となる収入から事業者間精算費及び託送料を、託送収益から事業者間精算費をそれぞれ控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
17	託送収支	「運転資本」の算定誤り	託送資産明細表の「運転資本」の算定において、営業費総額から控除する現金支出を伴わない費用（固定資産除却差損）の算定誤りにより、運転資本の計上額に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
18	託送収支	合理的でない託送資産の算定	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の算定において、各機能に直課できない資産の各機能への配賦方法が、固定資産帳簿価額比の算定と異なるなど、合理的な算定となっていなかった。具体的には、製造費、供給・販売費及び一般管理費（以下「項目」という）の固定資産帳簿価額を各機能に配賦する際、各機能に直課できない土地・建物等の資産について、各項目ごとの機能別直課比により各機能に配賦すべきところ、項目全ての機能別直課比により各機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
19	託送収支	「自社託送収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「自社託送収益」の算定において、本来、自己託送分として計上すべき附帯事業に係る託送収益について、一部計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）
20	託送収支	社内取引に係る補償料収入の算定誤り	「その他託送供給関連収益」のうち、社内取引に係る補償料収入の算定に当たり、託送供給約款を基にバーチャル計算を行うべきであるが、小売供給約款の補償料メニューを基に託送相当分を算定していた。	託送供給約款を基に社内取引に係る補償料収入のバーチャル計算を行うべきである。 なお、過年度（平成25年度～平成28年度）の託送収支計算書においても同様の修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（5）※
21	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送（自社ネットワーク部門以外が使用するガス）と自家消費（自社ネットワーク部門が使用するガス）に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
22	託送収支	社内取引に係る需給調整費の算定誤り	社内取引に係る需給調整費の算定（託送料金原価に織り込んだ需給調整費単価×必要調整力）に当たり、必要調整力を直近の託送料金原価に織り込んだ原価算定期間計（3ヶ月）の値をそのまま用いて算定しており、託送収支計算期間相当分（平成29年4月～12月分）への補正を行っていなかった。	必要調整力を精査の上、社内取引に係る需給調整費の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
23	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦するが、以下の配賦誤りがあった。 ①第二次配賦にてネットワーク部門の各機能にのみ再配賦すべき固定資産税及び修繕費の「供給販売部門管理」機能の金額を非ネットワーク部門の機能にも配賦していた。 ②第一次配賦にてネットワーク部門及び非ネットワーク部門の機能に配賦すべき固定資産除却費及び減価償却費の金額を「供給販売部門管理」機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
24	託送収支	一般管理費のコストプール整理先誤り	一般管理費の機能別項目への配賦に当たり、「社内監査関連」のコストプールに整理される労務費を「一般管理」のコストプールに誤って集計していた。これにより本来と異なるコストドライバーで機能別項目への配賦が行われていた。	コストプールの整理を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②※
25	託送収支	事業税の算定における託送収益比率の算定誤り	事業税の配賦比率として用いる「課税標準となる収入に対する託送収益の比（託送収益／課税標準となる収入）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で事業税の配賦が行われていた。	課税標準となる収入に対する託送収益の比を適正に算定し、事業税の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）※
26	託送収支	料金収入比の算定誤り	「資金運用に係る営業外収益」及び「特別利益」の配賦比率として用いる「料金収入比（託送収益／ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦が行われていた。	料金収入比を適正に算定し、資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）及び（4）※
27	託送収支	託送収支計算書における費用の算定誤り	12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）に基づく託送費用（平成29年1月～3月分）と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく託送費用（平成29年4月～12月分）の合計を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき事業年度の託送費用を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送費用の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条※
28	託送収支	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の集計において、需要家の保安に係る費用（内管保安費用）におけるネットワーク部門の人員数と需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安費用）における非ネットワーク部門の人員数を入れ違えて人員比を算定していた。これにより本来と異なる人員比で機能別項目への配賦をしていた。	機能別配賦係数の集計を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②
29	託送収支	託送資産明細表（運転資本を除く）の算定誤り	託送資産（運転資本を除く）を期首期末平均により算定することとしている12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）に基づく期首残高と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく期末残高の平均を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき期首期末平均を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. ※

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
30	託送収支	託送資産明細書の運転資本における控除項目の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の控除項目（機械修繕費）の算定において、供給販売費の機能別展開における第二次配賦後（供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦する）の値により算定すべきところ、第一次配賦後の値により算定していた。	控除費用の抽出を適正に行い、運転資本の控除項目の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
31	託送収支	超過利潤累積額管理表のうち当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額の算定誤り	託送収支計算の期中に託送料金を改定しているため、超過利潤累積額管理表の当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額も当該改定以降の値となるよう補正する必要があるが、これを行っていなかった。	託送料金の改定を踏まえ、適正に超過利潤累積額管理表における当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.（2）及び（7）
32	託送収支	営業外費用の内訳の整理先誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「その他」に整理する営業外費用を「雑支出等」に整理していた。これにより超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表にも影響が生じる。 ②託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の整理において、非ネットワーク部門の機能に直課する金額の計上漏れがあった。これにより託送資産の金額にも影響が生じる。 ③内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に収支を整理の上、公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第2条※
33	託送収支	託送収益明細表の公表漏れ	託送収支計算書のうち「託送収益明細表」が公表されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収益明細表の公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条第3項
34	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法（期首期末平均又は期央残高の額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2（注）2.
35	託送収支	超過利潤累積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤累積額管理表の「一定水準額」の額の適用（託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に超過利潤累積額管理表の「一定水準額」の額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3第2表（注）1.
36	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収益明細表に記載の託送収益合計単価を間違えて記載していた。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
37	託送収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（5）「資金調達に係る営業外費用」は、固定資産金額比を用いてガス事業に係る費用を計算すると規定しているが、料金収入比を用いて計算していた。	ガス事業託送収支計算規則に従い、固定資産金額比を用いて計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（5）
38	託送収支	事業者間精算収益の計上誤り	事業者間精算収益に計上すべき収益分が、託送収益に計上されていた。また、当該収益の算定に用いる単価及び契約最大時間量に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（3）
39	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者にあつては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	託送収支に計上すべき事業税の算定において、課税標準から控除すべき事業者間精算費分を控除し、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（4）
40	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収益明細表に記載すべき自社託送収益単価が記載されていなかった。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
41	託送収支	託送資産明細書の記載漏れ	託送資産明細書のうち建設仮勘定について、期首期末平均値を記載すべきところ、期末残高を記載していた。また、その算定方法について脚注に記載すべきところ記載が漏れていた。	託送資産明細書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第2
42	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）を取得原価により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
43	託送収支	建設仮勘定及び無形固定資産の算定誤り	建設仮勘定及び無形固定資産を期末残高により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
44	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益について、平成28年度の売上高により算定していた。	平成29年度の売上高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
45	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）について、改正前ガス事業法におけるガス小売料金改定の際のレートベースにより算定していた。	当該事業者は、託送供給約款制定の不要承認を受け、託送供給料金が存在しないことから、設備勘定（有形）については、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
46	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本が計上されていなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
47	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
48	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定に当たり、託送供給関連部門に配賦する係数の算定が合理性を欠いていた。	託送供給に特定すべき費用を適切に計上した上で、固定資産金額比及び導管延長比に係る機能別配賦係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
49	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
50	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
51	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
52	託送収支	建設仮勘定の算定誤り	建設仮勘定が計上されていなかった。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
53	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定過程において、託送供給に特定すべき費用を適正に計上していなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
54	託送収支	法人税等の算定誤り	税引前託送供給関連部門当期純損失を生じているにもかかわらず、法人税等が零として計上されていなかった。	法人税等については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（9）
55	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
56	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
57	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
58	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	特別損失のうちガス事業に係る費用を整理する際に、本支管充当分を誤って除外していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
59	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
60	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
61	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
62	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
63	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
64	託送収支	託送費用の算定誤り	製造用のホルダー費用を含めて算定していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
65	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。併せて託送供給量も誤っていた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
66	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
67	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
68	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
69	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、事実が無いLNG圧送原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
70	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
71	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
72	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
73	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
74	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
75	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
76	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
77	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
78	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、租税課金の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
79	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
80	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
81	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
82	託送収支	託送資産の算定漏れ	託送資産の算定を行っていない。	省令に基づき、託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
83	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
84	託送収支	託送資産の算定誤り	中間圧ガスホルダー、昇圧用コンプレッサー及びガバナーを需要家共通の資産として誤って整理していた。	託送資産の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
85	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、修繕費の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
86	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価へ配賦する際、配賦先誤りや配賦漏れがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
87	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
88	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
89	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管以外の投資額を算入する誤りがあった。	本支管投資額のみ計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
90	託送収支	事業者が定める算定方法一覧表の記載漏れ	資金調達に係る営業外費用、営業外収益の雑収入について、事業者の定める算定方法に漏れがあった。	適正かつ合理的な範囲内で定めた算定方法のすべてを届出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
91	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、託送料金届出時の費用と一致しない営業外費用項目を含めて誤って算定していた。	算入すべき営業外費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
92	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1～3.31のガス供給量が245（千m3）であるが、年間の供給量704（千m3）により算定されており、H29.4.1～12.31のガス供給量が459（千m3）であるが、年間の供給量704（千m3）により算定されていた。	1/1～3/31のガス供給量及び4/1～12/31のガス供給量のそれぞれで託送収益を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
93	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
94	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益（3ヶ月分又は9ヶ月分）の占める売上高（1年分）の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1～3/31の託送収益に占める1/1～3/31の売上高に占める割合及び4/1～12/31の託送収益に占める4/1～12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
95	託送収支	省令に基づく公表の遅延	12月決算事業者であるにも関わらず、7月20日に公表したもの。（2月程遅延）	事業年度経過後4月以内に公表するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
96	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、計算規則によらない方法（原料費へ事業者間精算費を加算、加熱燃料費へ使用ガス費を加算、事業者間精算費の誤計上等）により算定していた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
97	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる業務区分に誤りがあった。	事業者の実情に応じて業務内容を区分した上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
98	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
99	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、事実が無い託送供給特定費用の帳簿価額及び取得原価を計上していた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
100	託送収支	事業税の算定方法の誤り	H29.1.1～3.31の託送収益に対する事業税の算定及びH29.4.1～12.31の託送収益に対する事業税の算定を行っていない。	1/1～3/31の託送収益及び4/1～12/31の託送収益のそれぞれで事業税を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
101	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、資金運用及び資金調達の収益・費用を誤っていた。	ガス事業に係る収益・費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
102	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益（3ヶ月分又は9ヶ月分）の占める売上高（1年分）の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1～3/31の託送収益に占める1/1～3/31の売上高に占める割合及び4/1～12/31の託送収益に占める4/1～12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
103	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる費用（雑費、租税課金）を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
104	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
105	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
106	託送収支	法人税等の算定誤り	法定実行税率を用いて法人税等の算定を行っていない。	省令に基づき、法定実効税率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
107	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
108	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等補正額の算定にあつては、営業外費用（その他に限る。）、営業外収益（雑収入を除く。）等の金額に法定実効税率を乗じた算定すべきであるが、当該費用及び収益の算定が正しく行われていなかった。 具体的には、営業外費用（その他に限る。）に計上すべき費用（直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていない貸倒損失分）と、営業外収益（雑収入を除く。）に計上すべき収益（直近の料金改定時に控除項目として算入していない受取利息等）が、それぞれ計上されていなかった。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
109	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、利子補給金を料金原価に織り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
110	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1～12.31までの期間について、全て改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益の算定を行っていた。	1/1～3/31までの期間は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、承認事業者として算定し、4/1～12/31までの期間は、改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、制定事業者として算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
111	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
112	託送収支	営業外費用のうち託送供給関連部門の費用の整理誤り	資金調達に係る営業外費用の託送供給関連部門の費用を算入する際に、根拠不明な金額を算入していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
113	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
114	託送収支	最終保障供給費用の誤算入	最終保障供給約款が適用された事実が無いが、最終保障供給費用を誤って計上していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
115	託送収支	営業外収益及び営業外費用の配賦算定誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
116	託送収支	旧省令・新省令の適用期間の誤り	H29.1.1～3.31までの期間は、旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により算定及びH29.4.1～12.31までの期間は、新省令に基づき、承認事業者として算定を行っていた。	H29.1.1～3.31までの期間を旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により託送収支を算定していたが、当該期間は新省令に基づき算定する必要があるため、H29.1.1～3.31までの期間を承認事業者として計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条
117	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
118	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先の誤りや教育費、租税課金の費用が誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
119	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
120	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
121	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
122	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	算入すべき固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
123	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
124	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、受取利息、受取配当金を料金原価に織り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。また、料金原価に織り込んでいない為替差益、利子補給金、支払利息、為替差損等を算入して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
125	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
126	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
127	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
128	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、同じ業務内容であるが1～3月及び4～12月で異なる配賦基準により誤って配賦していた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
129	託送収支	営業外収益の配賦算定誤り	営業外収益を機能別原価へ配賦する際に、配賦先誤りがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
130	託送収支	連結託送に係る事業者間精算費相当額の計上漏れ	事業者間精算契約を締結していないため、事業者間精算費用相当分が漏れていた。	事業者間精算費用相当分を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
131	託送収支	その他託送供給関連収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の内、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入について、バーチャル計算し当該収益に計上していなかった。	その他託送供給関連収益については、計算規則において社内取引項目を含む託送供給に係る収益を整理することとされていることから、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入についても該当する場合は、バーチャル計算し当該収益に適切に計上するべきである。なお、確認の結果、該当がなく、結果として当該収益が「0」となったとしても、計算規則の規定は正しく理解するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5) (6)
132	託送収支	託送資産明細書の作成（建設仮勘定）の誤り	託送資産の算定において、誤って前年度（28年度）の期首・期末簿価平均値を用いて、「建設仮勘定」に係る託送資産の額を算定していた。	託送資産の算定については、計算規則に基づき、毎事業年度決算確定値をもとに算定することになっていることから、当該年度（29年度）の期首・期末簿価平均値を用いて正しく算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
133	託送収支	その他託送供給関連収益への「補償料等収入」の計上漏れ	営業収益を算定する際、他社需要家に対する補償料等収入（契約最大払出ガス量超過補償料）があったにも拘わらず、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上していなかった。	補償料等収入がある場合は、計算規則に基づき、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5) (6)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
134	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
135	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、誤って期末の額で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
136	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
137	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
138	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
139	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央残高の額（帳簿価額）で算定すべきところ、誤って期末の額（取得原価）で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高の額（帳簿価額）で算定するべきである。又は直近の託送供給料金算定時のレートベースによる算定をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
140	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6表（供給計画 第6表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
141	託送収支	運転資本の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表2 2. に基づき行った運転資本の算定過程で控除すべき減価償却費、固定資産除却損の算定において、改正前の同規則により算定すべき控除費用（平成29年1月～3月分）について、製造需要費における託送関連費用（「LNG圧送費用」「その他工場費用（導管の圧送制御に関する費用）」）分を控除費用に含めていなかった。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
142	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産を期首期末平均で算定する際の期首金額、期末金額に適用すべき金額が不適当である。	託送資産明細書の作成において、適切な期首金額、期末金額を用いて、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産の期首期末平均を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
143	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本については、平成28年度託送資産明細書の運転資本金額とガス事業託送供給収支計算規則で算定した営業費等の1. 5月分の金額を平均して算定しており、算定方法が不適当であるとともに、算定に使用する営業費等について一般管理費に係る控除項目（減価償却費及び固定資産除却損）の控除が行われておらず不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
144	託送収支	一般管理費配賦に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する機能別原価項目の金額比に製造部門の費用が含まれておらず不適当である。	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
145	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則で算定した自社託送費用の合計額が誤っていることから、同規則に基づき算定の際に使用したガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合に誤りがある。	自社託送収益のガス事業託送供給収支計算規則に基づく算定において、適切な自社託送費用の合計額を用いてガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
146	託送収支	営業外費用の資金調達配賦に係る固定資産金額比の算定の誤り	資金調達に係る営業外費用の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額が含まれておらず不適当である。	資金調達に係る営業外費用の整理について、新規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額を含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)
147	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、自社託送収益の算定誤りにより、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定の際に使用した課税標準となる収入に対する託送収益の比率に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
148	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則及び改正後の同規則により整理した1年分の営業費等からそれぞれ1. 5月分を算出し、その平均額を運転資本とする算定方法は不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
149	託送収支	事業者間精算費の取扱いの誤りによる機能別原価項目金額比の算定誤り	平成29年1月～3月分の供給販売費の整理において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則では発生しない費用である事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めて算出する方法は不適当である。 また、改正前の同規則に基づく一般管理費の整理について、上記により事業者間精算費含めた機能別原価項目の金額比を使用して一般管理費を算定する方法は不適当である。 さらに、雑収入、その他の営業外収益及びその他営業外費用の整理について、上記により各機能別原価項目の金額比に誤りがあり、更に事業税を託送供給特定費用に配賦し、機能別原価項目の金額比を算出する方法は不適当である。	託送収支計算書において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づく供給販売費の整理において、事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めず算出すべきである。 省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①②、3. (2) (3) (7)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
150	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則適用期間分の営業費等を考慮せずに、改正後の同規則で整理した1年分の営業費等だけを用いて運転資本を算定する方法は不適当である。また、固定資産除却損に撤去工事費を含む固定資産除却費を営業費等から控除するのは不適切である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
151	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、適切な託送収支計算書のコピーを用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
152	託送収支	自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.1に基づき行ったガス事業に係る託送収益の整理について、規則の改正日（平成29年4月1日）以後は、託送供給約款を定める非承認事業者であるに関わらず、承認事業者の算定方法を用いて、改正日を跨ぐ託送収益の整理を行うことは不適切であり、託送収益の算定に誤りがある。	託送収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則の改正日（平成29年4月1日）以後は託送供給約款を定める非承認事業者ではないため、自社託送収益は、承認事業者の算定方法を用いず、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送収益に相当する額として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.1.
153	託送収支	事業税の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.2（4）に基づき行った事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、算定に使用する託送収益に不適当な値を用いており、算定された事業税に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.（4）
154	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.2.及び3.に基づき行ったガス事業に係る費用の整理において、消耗品費の一部に計上漏れがあるとともに、同規則の改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ消耗品費、賃借料、租税課金を算定する際に、適切に日数按分が行われておらず、供給販売費に誤りがある。また、算定に用いる供給販売費の機能別合計金額比に誤りがあることから一般管理費が適切に算定されていない。	計上漏れは計上し、規則の改正日を跨ぐ日数按分を適切に行い、供給販売費を適正に整理すべきである。また、適切な機能別合計金額比を用いて一般管理費を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.及び3.
155	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.3.（1）に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、料金収入比を算定する際に用いる“製品売上”又は“ガス事業売上”“営業雑収益”及び“附帯事業収益”について、其々不適切な額を用いて、合計額を算定しており、また、その合計額に占める誤った託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定していることから、営業外収益のうち“資金運用”が適切に算定されていない。	営業外収益の整理において、営業外収益のうち“資金運用”の算定する際に、適切な額を用いて合計額に占める託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（1）
156	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.3.（3）に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、営業外収益のうち“その他”が適正に算定されていない。また、同表3.（6）に基づき行った営業外収益のうち“雑支出等”も同様に適切に算定されていない。	省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（3）（6）
157	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1.3.（4）及び（8）に基づき行った特別利益及び特別損失の算定において、改正後の同規則のみで全額を整理する方法は不適当であり、また、誤った供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用しており、特別利益及び特別損失が適切に算定されていない。	特別利益及び特別損失の算定において、ガス事業託送供給計算規則および改正前の同規則に従い整理すべきであり、適正な供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用して特別利益及び損失を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（4）（8）
158	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書における対象固定資産の算定にあたり、期首残高の一部に誤った金額を用いて算定しているため、託送資産明細書に誤りがある。託送資産明細書に記載されている本支管投資額実績表について、記載額が一部誤っている。	対象固定資産の算定にあたり、適切な期首残高の金額を用いて算定すべきである。託送資産明細書に記載されている本支管投資額実績表について、実績を適切に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
159	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定にあたり、改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ事業年度の営業費等の算定処理が不適当であり、また、控除する一般管理費の減価償却費が適切に算定されていないため、運転資本が適正に算定されていない。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。））、固定資産除却損を除く。）の合計額の1.5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
160	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書のコピーに誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正な託送収支計算書のコピーを用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
161	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.（3）に基づき行ったガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額をその他の営業外収益に含めて算出する方法は不適当である。	ガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額はその他の営業外収益に含めず算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3.（3）
162	託送収支	供給販売費及び営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費及び営業外収益を機能別に配賦する際、一部の費目（修繕費、その他営業外収益）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（社員比、導管延長比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できない修繕費は固定資産金額比、直接配賦し難いその他営業外収益は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.（2）①、3.（3）
163	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
164	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（固定資産除却損）を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
165	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、労務費を支出していない関連会社社員の人員を含めて算定していた。	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比は、労務費支出に係る人員をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2.（2）①

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
166	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
167	託送収支	特別利益の計上漏れ	ガス事業に係る特別利益が発生しているにもかかわらず、特別利益が託送関連部門の収益に整理されていなかった。	特別利益は、発生の主たる要因に応じて直接配賦又は料金収入比で、託送関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (4)
168	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比を正しく計算した上で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
169	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、長期前払費用ではない流動資産（前払費用）を長期前払費用として整理していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに正しく整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
170	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、大口販売量を規制需要販売量に含めていた。	自社大口需要家からの託送収益は、大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価を乗じて算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2) (4) ※
171	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（労務費、電力料、水道料、旅費交通費、固定資産税、減価償却費）において、配賦係数の誤り、配賦漏れ等があり、定められた配賦基準で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準で、適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
172	託送収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、営業雑収益が含まれていなかった。	資金運用に係る営業外収益は、営業雑収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
173	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
174	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、決算前の労務費（建設労務費を含む労務費）を配賦していた。	労務費は、決算確定値をもとに配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
175	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、ガス売上高（平成29年4～12月分）の金額を誤っていた。	自社託送収益は、正しいガス売上高をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
176	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、事業税を含めていた。また、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	一般管理費は事業税を除いて配賦すべきで、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
177	託送収支	営業外収益及び営業外費用の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、固定資産金額比によって配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦し難い場合にあっては機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2) (3) (6)
178	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
179	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（電力料）を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用（検針票投函及び集金に係る業務を含む検針業務委託費用）を直接配賦していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
180	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
181	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、託送部門で使用されている無形固定資産の一部（電話加入権）が計上されていなかった。	託送部門で使用されている無形固定資産は、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
182	託送収支	営業費用の配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であり、財務諸表上の営業費は供給販売費と一般管理費を併せて整理しているにもかかわらず、営業費用を機能別に配賦する際、供給販売費と一般管理費を分けて配賦していた。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を併せて整理している者は、ガス事業託送供給収支計算規則に定める供給販売費の配賦基準によって、供給販売費及び一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
183	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。また、託送費用として特定できる一部の費目（たな卸減耗費）を直接配賦していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦、特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2) ①
184	託送収支	営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦、これにより難い場合は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
185	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
186	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
187	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
188	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、有形固定資産は期末残高の額で算定していた。また、無形固定資産の計上が漏れていた。	託送資産は漏れなく計上し、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
189	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社規制需要家からの託送収益を算定する際、規制需要販売量の数量を誤っていた。	自社規制需要家からの託送収益は、正しい規制需要販売量をもとに算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第4 1 ※
190	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）※
191	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
192	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
193	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
194	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、利益に関連する金額を課税標準とする事業税（受注工事売上に係る事業税）を含めて配賦していた。	事業税は、利益に関連する金額を課税標準とするもの（受注工事売上）を除いて配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
195	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、誤った事業税額を用いて配賦していた。	事業税は、正しい事業税額を基に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
196	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、附帯事業に係る固定資産を誤って集計していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、適正に集計を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
197	託送収支	営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用を、託送供給関連部門の収益及び費用に整理する際、附帯事業に係る収益及び費用が含まれていた。	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
198	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
199	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。また、無形固定資産は誤った金額をもとに算定していた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。また、正しい金額をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
200	託送収支	営業外収益及び営業外費用の算定誤り	営業外収益及び営業外費用が、ガス事業と附帯事業に適正に整理されていなかったため、ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用が正しく託送供給関連部門に配賦されていなかった。	ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用を正しく整理した上で、託送供給関連部門に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
201	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）※
202	託送収支	事業税の配賦誤り	全体の事業税を複数の事業場に分け、各事業場において事業税を課税標準額に対する託送収益の比で配賦しているところ、全体の事業税が各事業場の課税標準額と異なる割合で配賦されていた。	事業税を複数の事業場に分けて整理する場合、事業税は各事業場の課税標準額に応じた割合で分けた後、それぞれの課税標準額に対する託送収益の比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
203	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、自社託送費用比率（ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合）を算定する際、ガス事業に係る費用に製造費の一部（原材料費）が含まれていなかった。	自社託送費用比率を算定する際、ガス事業に係る費用は製造費を全て含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
204	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
205	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、託送収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
206	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールへの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的方法により配賦する際は、事業者ルールへの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①
207	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
208	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できない費用（検針票投函に係る業務を含む検針業務委託費用）を直接配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（1）
209	託送収支	供給販売費及び営業外収益の算定誤り	固定資産価格は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）されているが、供給販売費の一部（減価償却費等）及びその他の営業外収益が、圧縮記帳前の金額をもとに算定されていた。	供給販売費及びその他の営業外収益は、圧縮記帳後の損益計算書等に計上された金額をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.、3.（3）
210	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（減価償却費、固定資産除却損）を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
211	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、帳簿価額の期首期末平均を採用しているが、期首価額は工事負担金等を控除していない価額を使用していた。	固定資産取得価額は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）すべきであり、託送資産を算定する際の期首価額及び期末価額は、圧縮記帳した価額を使用すべきである。	ガス事業会計規則 第4条、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
212	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（事業者間精算費）を直接配賦していなかった。また、機能別に配賦する係数（人員比、固定資産金額比）を誤って算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。また、託送費用として特定できない供給販売費を配賦する際の配賦基準は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（1）、（2）①
213	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、一部費用の金額誤り、計上漏れ及び機能別原価項目金額比の集計誤りがあった。	一般管理費は決算確定値をもとに正確に計上した上で、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）③
214	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
215	託送収支	託送資産及び本支管投資額の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。また、平成27～29年度の本支管投資額は、誤った金額が計上されていた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。また、本支管投資額は正確な実績額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
216	託送収支	超過利潤額等の算定誤り	超過利潤額等を算定するにあたって、託送供給関連部門事業報酬額を算定する際、原価算定期間、法人税等補正額を算定する際の法定実効税率及び内部留保相当額を算定する際の前期末内部留保相当額を誤っていた。	超過利潤額等は、ガス事業託送収支計算規則に基づき、正しい数値をもって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.（1）、（5）、4.（1）
217	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数（総務部の人員を重複計上）で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
218	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益に営業外収益（ガス管破損修繕代）を含めていた。	自社託送収益は、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきで、営業外収益とは分けて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
219	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金収入比を求める際、ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額のほかに、託送収益として整理した額を含めて算定していた。	資金運用に係る営業外収益に係る託送供給関連部門の整理は、規則で定められた適正な料金収入比により、整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（1）
220	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（6）
221	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（6）
222	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の誤計上	契約最大払出ガス量超過補償料について、当月超過分を翌月徴収と約款で定めていたが、当月超過分を当月徴収したこととして計上されていた。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（6）
223	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の託送供給収益、自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（1）、（2）、3.（1）、（2）、（3）
224	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（6）、（7）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
225	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
226	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
227	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)、(3)
228	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (5)、(6)、(7)
229	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の託送資産算定時の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
230	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
231	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)、(3)
232	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (5)
233	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
234	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
235	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)
236	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (5)、(6)、(7)
237	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「運転資本」、「繰延資産」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
238	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
239	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (5)、(7)
240	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
241	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
242	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
243	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の建設仮勘定の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
244	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
245	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」、「運転資本」の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
246	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
247	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書のその他託送供給関連収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
248	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
249	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
250	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
251	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
252	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
253	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
254	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
255	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
256	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
257	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
258	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
259	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
260	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	想定原価と実績費用との乖離額の算定時に、費用等の加算減算項目の誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、実際に発生した費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
261	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
262	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
263	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
264	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.（6）
265	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
266	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（7）
267	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
268	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（2）、（3）
269	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）
270	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
271	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.（2）、（3）
272	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）
273	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
274	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
275	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（2）、（3）
276	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）
277	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
278	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）、（3）
279	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）、3.（5）、（7）
280	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（2）、3.（1）、（2）、（3）
281	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
282	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
283	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
284	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
285	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
286	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)、(3)
287	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
288	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
289	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
290	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
291	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
292	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
293	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
294	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
295	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
296	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
297	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
298	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
299	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定（有形）」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
300	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
301	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
302	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書（運転資本を除く）の算定方法については、期首期末平均又は期央残高の額によらなければならないが、期末残高で算定していた。	託送資産明細書（運転資本を除く）は、期首期末平均又は期央残高のいずれかで算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
303	託送収支	本支管投資額実績表の算定誤り	会計年度が1～12月の事業者の本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から28年度の5年間であるが、平成25年度から29年度の額を記載していた。	本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から平成28年度の5年間とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
304	託送収支	超過利潤累積額管理表の算定誤り	本支管投資額実績表の直近実績の期間誤りと同様に、超過利潤累積額管理表の一定水準額を平成25年度から29年度の平均額を記載していた。	超過利潤累積額管理表の一定水準額は、平成24年度から平成28年度の5年平均額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (3)
305	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書（運転資本を除く）の算定方法（期首期末平均又は期央残高の額のいずれか）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に託送資産明細書（運転資本を除く）の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2 (注) 2
306	託送収支	超過利潤累積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用（託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額のいずれか）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3 第2表(注) 1
307	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧簡易ガス用の用地で、現在不使用の空き地と、取得目的不明で、現在商業施設の用地として貸出している資産を供給設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
308	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で設置されているGHPを供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
309	財務諸表	消失した資産の廃棄手続き漏れ	相当期間経過した消失資産を供給設備として計上している。	消失した資産は、速やかに除却するべきである。	ガス事業会計規則第6条
310	財務諸表	供給設備の耐用年数誤り	平成28年度以降、取得したPE管の耐用年数を22年で誤って整理していたため、減価償却費が過小となっていた。	法人税法の定める方法により、適切に整理するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第39
311	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	社宅として貸与する土地を供給設備として計上されている。	供給に直設要する設備と見なされないことから、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
312	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品（消費機器）を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
313	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り及び供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区整圧器に供する土地及び、現在商業施設の用地として貸出している土地を業務設備として計上されている。	地区整圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきであり、商業施設の用地として貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
314	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	現在、他の事業者へ貸与するオートスタンド用の用地であるが、業務設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
315	財務諸表	一般管理費への租税課金（事業税）の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は法人税等へまとめて誤って計上されている。	事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は、一般管理費の租税課金へ計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
316	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で取得した着ぐるみを供給設備として計上されている。	需要開発目的で取得した資産は、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
317	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	関係会社へ貸借する土地を業務設備として計上されている。	関係会社へ貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
318	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属する球形ガスホルダー等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産等は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
319	財務諸表	供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区整圧器に供する土地を製造設備として計上されている。	地区整圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
320	財務諸表	工事契約書面の作成漏れ	有形固定資産は適正な費用の額を計上すべきところ、低压管を新設する工事及び供給管取付工事において、見積書徴収後、発注書及び注文請書の作成が漏れていた。	発注書面作成漏れにより適正性に欠けるため、改善すべきである。	ガス事業会計規則第3条
321	財務諸表	一般管理費への租税課金（事業税）の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
322	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属するガスメーター等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
323	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品（消費機器）を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
324	財務諸表	一般管理費への租税課金（事業税）の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税（収入金額を課税標準とするものに限る。）は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
325	財務諸表	供給販売費へ計上すべき費用の計上区分誤り	ガスの供給販売に直接に要した費用と見込まれる「委託検針集金費」を一般管理費へ誤って計上されている。	「委託検針集金費」は、供給販売費の委託作業費へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
326	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	ガスの製造に直接又は間接に要した費用と見込まれる「ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料」を供給販売費へ誤って計上している。	ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料は、製造費の賃借料へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
327	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧製造工場に係る有形固定資産や使用見込みが無い地区整圧設備に係る有形固定資産を、それぞれ製造設備及び供給設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
328	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要家の敷地内に設置するロードヒーティング設備を供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
329	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	使用見込みが無い有水式ガスホルダーを天然ガス採取設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
330	財務諸表	附帯事業の会計整理誤り	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業に係る収益及び費用を、営業外収益及び営業外費用として整理していた。	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業は附帯事業として、その内容を明示する科目を設けて整理すべきである。	ガス事業会計規則第13条
331	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産（導管等）に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
332	財務諸表	営業雑収益及び営業雑費用の整理誤り	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事について、収益及び費用を受注工事勘定として整理していた。	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事の収益及び費用はそれぞれ、営業雑収益の「その他営業雑収益」、営業雑費用の「その他営業雑費用」として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条第1項 別表第1
333	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産（導管等）に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
334	財務諸表	固定資産の整理誤り	貸借対照表において、有形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の額に一部誤りがあった。また、固定資産明細表においても有形固定資産及び長期前払費用の額に一部誤りがあった。	財務計算に関する諸表は、決算確定値をもとに正確に作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
335	財務諸表	営業費及び営業外費用の整理誤り	営業費明細表において、一部の費用がガス事業会計規則にない科目「経費分担金」として整理されていた。また、営業外費用の内訳がガス事業会計規則に定められた科目に整理されず、一括して「営業外費用」として整理されていた。	勘定科目の分類は、ガス事業会計規則に基づき整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
336	部門別収支	固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	固定資産帳簿価額比等の資産配賦係数について、上期末帳簿価額（期央帳簿価額）に基づき算定しているところ、卸供給設備のうち、当年度の2月、3月（平成30年2月、3月）に取得した設備につき、本来であれば上期末帳簿価額等に影響は与えないものの、集計シートの入力誤りにより、当年度上期に取得されたものとして上期末帳簿価額に影響を与えるとともに、減価償却費についても上期に取得されたものとして算定されていた。	単純な計算誤りであることから、部門別収支計算書策定にあたって修正すべきである。	—
337	部門別収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数（総務部の人員を重複計上）で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則 別表第1 2.（1）②
338	部門別収支	旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の収支配賦方法	製造費及び供給販売費の配賦誤り	みなしガス小売り事業者部門別収支計算規則に基づき、収益及び費用を整理すべきである。	みなしガス小売り事業者部門別収支計算規則別表第1 2.（1）

（注）※を付した箇所は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）に基づく当該規定を含む。